

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 — 職業訓練を中心として — の結果に基づく勧告(概要)

参考資料5

背景等

- 景気の緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢が改善している中で、一部に労働力需給のミスマッチもみられる。
- 国は、「第9次職業能力開発基本計画」(対象期間:平成23~27年度)を策定し、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化等を推進
- 国・都道府県において、公的職業訓練^(注)を実施しており、効果的な実施が重要

(注) 公的職業訓練には、離職者等を対象とした「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない者等を対象とした「求職者支援訓練」がある。また、公共職業訓練には、国・都道府県等で訓練を行う「施設内訓練」と、民間教育訓練機関等で訓練を行う「委託訓練」がある。

- 勧告日
平成28年2月2日
 - 勧告先
厚生労働省
- (調査対象)
都道府県労働局(21)
公共職業安定所(33)
都道府県(21)
職業訓練支援センター(21)
民間教育訓練機関等

調査の対象

主な調査結果

主な勧告

1 公的職業訓練の効果的な実施の推進

- 介護系分野(訓練の積極的な実施を目指すべきだが、受講者が集まりにくい分野)
→ 民間教育訓練機関等による説明会を未実施など、周知・誘導等が不十分
- 情報系分野(求人ニーズは高いが、就職率の低い地域がみられる分野)
→ 地域において就職率が低くなっていることの原因分析が不十分

周知・誘導等の積極的な実施

原因の把握・分析、訓練内容等の見直しの実施

2 開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

- 訓練コースが開講前に中止され、希望のコースを受講できない申込者に対して、公共職業安定所における早期の就職の実現に向けた取組が不十分

受講申込者に対する公共職業安定所の支援の徹底

3 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

- 求職者支援訓練は、託児サービス付き訓練及び短時間訓練が導入されておらず、子どもを持つ求職者が受講を断念する例あり。
- 委託訓練では、託児サービス付き訓練及び短時間訓練の利用が拡大

(求職者支援訓練)
託児サービス付き訓練及び短時間訓練について、ニーズの把握、導入の検討